

議会用タブレット型端末導入事業仕様書

- 1 件 名 議会用タブレット型端末購入及びデータ通信サービス利用契約
 - 2 調達の目的 議会機能の強化と議員の資質向上、危機管理体制の強化、議会運営の効率化を目的として、電子データ・インターネットを活用するために必要な情報機器等を調達するもの。
 - 3 調達範囲 以下の調達を一括して行うものとする。
 - (1) タブレット型端末の購入
 - (2) データ通信サービスの利用契約
 - 4 納入期限 詳細な納入日程については、事前に議会事務局議事課担当者と打合せを行うこと。
 - (1) タブレット型端末の納期
令和6年11月27日
 - (2) データ通信サービスの利用開始日
令和6年11月27日までに使用できること
 - 5 支払形態
 - (1) タブレット型端末
購入契約として、納品後に一括で支払うものとする。
 - (2) データ通信サービス
利用開始日から36カ月の長期継続契約として、毎月の利用料を支払うものとする。
 - 6 調達機器 調達するタブレット型端末の仕様及び数量は、別表「タブレット型端末仕様書」のとおりとする。
- 7.1 調達概要及び基本的条件
- (1) 入札金額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（機器等調達、搬出・搬入等一式）に係る費用を含め積算すること。
 - (2) 入札金額には、機器等の納入に加え、その後の設定作業、各種設定、動作確認も含むものとする。
 - (3) 納入する機器等は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
 - (4) サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
 - (5) 端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、積算に加えること。

(6) 調達機器とは別に、以下の資料等を納品すること。

- ア 納入機器等明細書
- イ ライセンス等証明書
- ウ 納入機器等の保証書
- エ 納入機器等の取扱説明書・附属品

7. 2 納入時の設定（キッティング）

- (1) あらかじめ初期設定を行い、納入後、タブレット型端末がすぐに利用できる状態にして納入すること。
- (2) 納品時においては、本町が指定する全ての機能、アプリケーションのインストール、ホーム画面、ブックマーク登録等の設定を行うこと。
- (3) タブレット型端末の端末管理サービス（以下、MDMと呼称）をインストール・設定のうえ、納品すること。
- (4) 本業務とは別に調達する会議システムのアプリケーションのインストールを行うこと。
- (5) 端末機及び通信回線に必要な個別端末機 ID、回線番号等端末機・回線毎の所用事項を記した管理台帳を作成し、納品時に提出すること。また、タブレット型端末名、管理番号、サポートダイヤル番号等、識別可能なラベルを端末機に貼り付けること。
- (6) 本業務とは別に調達するディスプレイ保護フィルムの貼り付けを行うこと。
- (7) 端末機の各種設定手順書、故障時/紛失時の対応手順書、その他町が必要とする手順書を作成し、別に指定する必要部数を提出すること。
- (8) (1)～(7)にかかる初期設定の詳細については、後日、議会事務局議事課と協議・調整すること。

7. 3 セキュリティ対策

- (1) タブレット型端末の電源起動時のパスワードを設定できること。変更も可能であること。
- (2) ID ごとにパスワード等によるアクセス制限及び利用者権限の制御がなされていること。
- (3) 第三者による不正使用又は情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。
- (4) 技術的な脆弱性に関する情報を定期的に収集し、対応手順等を提供すること。

7. 4 通信サービスの提供

以下の仕様を満たすモバイルデータ通信回線 17 回線を提供すること。

- (1) 5G 又は 4G 通信方式で接続できるものとし、日本国内において安定的に利用できること。通信速度制限時においても、下り最大 128kbps 程度の速度を有すること。
- (2) 通信サービスの提供は、当該移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。

- (3) 通信料については、1 か月 1 台あたり 5 GB (若しくは 5 GB 以上) のデータ通信量においては定額とすること。なお、指定通信量を超える場合の取り扱いについては、別途、落札事業者と協議する。
- (4) インターネットサービスプロバイダ (ISP) 利用料を含むこと。但し、本業務実施にあたり支障のない ISP とすること。
- (5) データ通信量、利用料等を回線ごとに把握できる管理システムを設けること。この場合、管理者が Web ブラウザを用いて管理画面を利用できるものであること。
- (6) MDM は、次の仕様を満たすものとし、利用開始日及び提供期間において提供すること。詳細及び設定内容は、後日、落札・契約業者と議会事務局とで協議・調整するものとする。
- ア) 利用する端末の使用制限を遠隔地の管理者から制御 (リモートロック、初期化等) できること。
- イ) 管理者が Web ブラウザを用いて管理画面を利用できること。また、管理画面でデータ通信回線の利用中断を行えること。
- ウ) インターネット接続時に可能な限りフィルタリングを実施すること。具体的には別途協議するものとする。
- エ) MDM を使用するために必要な初期登録 (構築) 費用及び必要な使用料をすべて含めること。
- (7) 納品時点において、通信サービス及び管理システム、MDM 管理が利用できる状態であること。

8 保守対応について

- (1) 調達機器には、1 年以上のメーカー無償保証があること。
- (2) 無償保証期間内の端末不調時には、業務の継続に支障を来さないよう速やかに機器の修理、交換等を行うこと。
- (3) 水漏れ、全損、紛失、盗難、破損及び故障並びに購入から 1 年を超えた自然故障を補償範囲とする補償サービスを提供すること。
- (4) MDM 運用に際し、必要なサポートを行うこと。

9 操作説明について

納入後、操作説明の問合せ等に適宜対応すること。

10 その他

- (1) 契約締結に伴い、項目に沿った内訳書を提出すること。
- (2) 本仕様で定める納期について、やむを得ない事情が生じた場合は本仕様記載の納期にかかわらず双方協議のうえ定めるものとする。
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項については、協議のうえで定めるものとする。

別表

タブレット型端末仕様書

1 品 名 タブレット型端末

2 仕様・条件

品名	項目	要求性能等
タブレット型端末	OS	iPadOS17 以上であること。
	CPU	8 コア CPU (Apple M2 チップ) 以上であること。
	メインメモリ	8GB 以上であること。
	ストレージ	128GB 以上であること。
	ディスプレイ	・ 12.9 インチ以上で、解像度は 2,732x2,048 (264ppi) 以上であること。
	附属品	・ 本体仕様に適合した AC アダプタを附属すること。
	ポート	・ USB-C に対応したポートを有していること。
	カメラ機能	・ 前面のカメラ : 12 メガピクセル以上、1,080p ・ 背面のカメラ : 12 メガピクセル以上、1,080p、オートフォーカス対応
	マイク	デュアルマイクが内蔵されていること。
	重さ	620 グラム以下であること。
	データ通信方式	Wi-Fi 及びセルラーに対応していること。
	通信機能	・ IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応していること。 ・ Bluetooth5.3 に対応していること。
	バッテリー	駆動時間 9 時間以上の機能を有すること。

3 項番 2 の例示品

項目	例示品
タブレット型端末	iPadAir13 インチ Wi-Fi+Cellular モデル

4 納入場所及び台数

長与町役場

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

長与町庁舎4階議会事務局議事課

議会用タブレット型端末…… 17台

5 附帯工事の要否

否

6 その他特記事項

(1) 納入する機器は、新品未使用品であること。ボディカラーはなるべく同一色となるように努めるものとする。

(2) その他不明な点は、議会事務局議事課担当者と協議すること。